



消費者庁イラスト集より

ネットで、「簡単に稼げる」という副業の広告を見つけ、9千円のマニュアル(情報商材)を購入した。

その後、業者から電話が来て、「60万円のサポート契約をすればもっと稼げるようになる」と勧められたので契約した。

マニュアルの内容は広告とは違い、難しくてできない。解約したい。

「簡単に稼げる」はずが・・・ ～情報商材のトラブル～



ここが重要 べニ!!

●情報商材とは、インターネット通信販売等で、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。

- 数千円～数万円の少額な情報商材を購入させた後、高額なサポートプラン等の契約を電話で勧誘する手口が目立ちます。
- 簡単な作業をするだけで誰でも稼ぐことができるということはありません。うまい話はうのみにしないでください。
- 勧誘方法によってはクーリング・オフ(契約解除)ができる場合があります。
- 困ったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター 相談専用電話

023-647-2211

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン

い や や

188